



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1019	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1020	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1021	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	2
1022	"	(").....	2
1023	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
1024	指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
1025	"	(").....	3
1026	紀の川市営換地計画(四尺谷地区)の認可申請の適否決定	(農業農村整備課).....	3
1027	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

○ 公告

	和歌山県知事の自己署名証明書のフィンガープリント	(情報政策課).....	4
--	--------------------------	--------------	---

○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	4
--	---------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第1019号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年9月19日まで縦覧に供する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年7月19日

2 名称

特定非営利活動法人岩出サンワーク

3 代表者の氏名

吉本勸曜

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市東坂本62番5

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者を抱える家族に対して、必要な相談業務を行うとともに、精神保健福祉の前進を目指して普及啓発を図り、精神障害者の社会復帰を促進及び、精神障害者の自立に関わる事業を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町456-1	ゆりのき苑小規模多機能	有田市宮崎町456-1	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25.7.1

和歌山県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町456-1	ゆりのき苑訪問介護	有田市宮崎町456-1	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町435-5	有田市宮崎町456-1	平成25.5.31
					指定事業所の名称	シルバーケア有田	ゆりのき苑訪問介護	

和歌山県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町456-1	グループホームゆりのき苑	有田市千田403-1	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町435-5	有田市宮崎町456-1	平成25.5.31
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町456-1	ゆりのき苑デイサービス	有田市宮崎町456-1	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町435-5	有田市宮崎町456-1	平成25.5.31
有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町456-1	グループホームゆりのき苑やまち	有田市山地44	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町435-5	有田市宮崎町456-1	平成25.5.31

有限会社メ ディカルサ ービス有田	有田市宮崎町 456-1	ゆりのき苑 居宅介護支 援事業所	有田市山地44	居宅介護支 援事業	主たる事務 所の所在地	有田市宮崎 町435-5	有田市宮崎 町456-1	平成 25.5.31
-------------------------	-----------------	------------------------	---------	--------------	----------------	-----------------	-----------------	---------------

和歌山県告示第1023号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011700 022	ひまわり介護サ ービス	紀の川市貴志川町 神戸28-1	居宅介護・重度訪 問介護	株式会社インテ ック	紀の川市貴志川町 神戸28-1	平成 25.7.14

和歌山県告示第1024号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
エース薬局北島店	和歌山市北島100-6	中屋祐美子	平成 25.8.1

和歌山県告示第1025号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
エバグリーン薬局四ヶ郷店	和歌山市加納295-1	木村知代	平成 25.8.1

和歌山県告示第1026号

紀の川市営換地計画（四尺谷地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成25年8月12日から同年9月6日まで

3 縦覧場所 紀の川市農地課

和歌山県告示第1027号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3209	橋本市高野口町小田字浦63 3番1の一部、644番の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 25.7.31	6.00	53.61

公 告

公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス和歌山県認証局が発行する自己署名証明書（以下「和歌山県知事の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成25年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県知事の自己署名証明書のフィンガープリントは、次の表に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間	ハッシュ関数	フィンガープリント
2008年09月19日20時38分01秒から 2018年09月18日23時59分59秒まで	sha1	DEB1 7F33 27C9 3091 0A4F 3026 6E33 BBA6 7F6A 65FB
2013年07月27日07時44分52秒から 2023年07月26日23時59分59秒まで	sha1	DF94 5A3F 6F97 969D A3C5 896D BFA3 FAB5 957F DD36

注 sha1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、ローマ字の表記（大文字又は小文字）及びスペースの有無等の表示方法が異なることがある。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年8月29日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年8月9日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車

国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事 (和歌山ジャンクション (仮称))

2 送達すべき書類の名称

平成25年7月24日付け和収第10号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

住所不明

登記名義人 田村政夫の法定相続人 中村春男

住所不明

登記名義人 赤井ツネヨの法定相続人 赤井謙次

所在不明

山本徳治